入所に関する同意書兼確認書

受付印

＊入所申請時に提出してください。提出がない場合は、入所許可できません。
＊入所児童1人につき1枚必要です。
＊提出前にコピーを取り各自でお持ちください。

入所申請関係	保護者の状況は必ず入所事由を満たしていること。また入所事由に変更があった場合は、利用変更届等必要な証明書等を速やかに提出すること。
	入所申請に必要な書類は、受付期間内に提出が必要であること。必要書類に不足、不備がある場合は受付の対象にならないこと。
	保護者の就労状況等について、就労先等に調査や確認を行う場合があること。
	児童の育成支援に必要な場合において、明石市・小学校等の関係機関に申請内容を提供する場合があること。
提出書類関係	就労内定、就学予定、育児休業からの復職等を理由に入所した場合は、入所後1ヵ月以内に入所日以降に発行された就労証明書、在学証明書等を提出すること。
	各世帯区分に応じた保護者負担金の適用、変更については保護者負担金の世帯区分（変更）届出書の提出が必要であること。
	世帯状況、住所・連絡先・保護者氏名等に変更があった場合は、速やかに利用変更届を提出すること。
	退所、休所の場合は２週間前を目安に利用変更届を提出すること。提出がない場合は、児童クラブを一日も利用していなくても保護者負担金及び延長利用料が発生すること。
クラブの運営・利用関係	開所時間を守ること。延長時間の利用は申込者のみで、延長時間（朝）は午前8時以降にクラブに到着、延長時間（夕方）は午後6時30分または午後7時までに、必ず保護者または代理の大人が迎えに来ること。守れない場合は、延長育成の取り消しや利用の一時停止となること。
	明石市に気象警報発表時、熱中症予防（暑さ指数WBGTによる）、学級閉鎖時の対応について、児童クラブの対応や指示に従うこと。
	他の児童や支援員への暴力・危険行為、施設・設備・備品等の破壊行為、支援員の指示を聞かない等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は入所許可の取り消し、または利用の一時停止となること。
	クラス発表時の一覧や、個人が作成した作品への表示等、クラブ運営において必要な範囲での児童の名前の使用に同意すること。
	利用日、利用時間については、原則、保護者の就労等で児童の育成ができない場合とすること。
	おやつ等の提供について、事前に「アレルギー等届出書」の提出がなく、アレルギーが発症しても明石市および児童クラブは責任を負わないこと。
	放課後児童クラブの管理下にない状況（登降所中等）で事故・災害等により疾病等が発生した場合には、明石市および放課後児童クラブは責任を負わないこと。また、児童の責めに帰すべき事故についても同様とすること。
	入所事由を満たさなくなった場合、保護者負担金等の滞納や虚偽の申請があった場合は、入所許可の取り消し、または利用の一時停止となること。

【署名欄】

明石市放課後児童クラブの入所許可申請にあたり、上記の内容すべての項目を確認し同意します。
なお、本書の内容に反した場合、入所許可や延長育成の取り消しになっても異議ありません。

記入日　　年　　月　　日

住所　　保護者氏名（　　）

（　　）児童クラブ（　　）年　　児童氏名（　　）